平成２９年（フ）第３７号
岐阜県可児市土田5096番地５　フジタハイツⅠ－102、前住所岐阜県美濃市松栄町１丁目73番地　パインフロウリッシュ　101号室
債務者　大角　隆美
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第４３号
岐阜県可児市広見４丁目40番地　ライオンズマンション304
債務者　関　朱美子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１５１号
三重県鈴鹿市住吉３丁目25番７号　シティハイツ風２Ｂ、前住所三重県鈴鹿市白子町1935番地　ラウムズ白子　1011号
債務者　服部　　隆
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２号
滋賀県米原市顔戸1415番地34　フレッシュコーポ近江301
債務者　山本　祐子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第４３２号
兵庫県尼崎市立花町１丁目10番17号　アーチ立花Ⅱ505、前住所大阪市西成区玉出東２丁目９番23号　シャインマンション帝塚山306
債務者　向園　孝司
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４８号
兵庫県尼崎市神田南通３丁目60番地の15
債務者　竹中　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５４号
兵庫県尼崎市浜２丁目13番25号
債務者　冨永　篤範
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８１号
愛媛県新居浜市平形町８番５号、前住所愛媛県新居浜市郷３丁目３番19号
債務者　戸田　将史
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８６号
愛媛県四国中央市土居町土居309番地１　アウローラ　ヌフⅢ　201号、前住所愛媛県西条市玉津616番地１　サンフィールド105号
債務者　鈴木　国昭
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２４号
愛媛県今治市東村南１丁目５番36号　第１コーポ唐子101号、前住所愛媛県今治市東村３丁目４番34号
債務者　渡邉美佐子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第２６号
愛媛県今治市大新田町２丁目４番26号、前住所愛媛県今治市石井町３丁目１番27号
債務者　田鍋　　歩
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第５５号
福岡県田川郡福智町赤池418番地71　ピッティ弐番館103号
債務者　大原　　雄（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５９号
福岡県田川市大字伊田5031番地　松原１区松原第一団地106－２－８
債務者　坂木潤太郎
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第６０号
福岡県田川市大字伊加利2011番地　城山団地13－５－２
債務者　阪本　　操
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第６１号
福岡県田川市大字伊加利2011番地　城山団地13－５－２
債務者　阪本　美咲
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第６３号
福岡県田川郡福智町神崎1418番地、前住所福岡市南区警弥郷１丁目16番15号
債務者　大賀　一夫
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所田川支部